防衛庁訓令第43号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第３章第４節の規定に基づき自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令を次のように定める。

昭和37年７月５日

防衛庁長官　藤　　枝　　泉　　介

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令

改正　昭和37年11月１日庁訓第73号
昭和40年２月26日庁訓第９号
昭和43年12月20日庁訓第47号
昭和45年５月29日庁訓第21号
昭和48年６月29日庁訓第31号
昭和56年３月26日庁訓第11号
昭和56年12月25日庁訓第47号
昭和58年３月29日庁訓第７号
昭和59年６月30日庁訓第37号
昭和60年12月21日庁訓第42号
昭和61年１月31日庁訓第１号
昭和61年３月18日庁訓第６号
昭和63年３月31日庁訓第７号
昭和63年12月28日庁訓第42号
平成３年３月２日庁訓第２号
平成４年４月21日庁訓第42号
平成５年３月２日庁訓第２号
平成５年４月１日庁訓第30号
平成５年４月30日庁訓第40号
平成６年８月25日庁訓第43号
平成６年12月16日庁訓第60号
平成８年３月29日庁訓第20号
平成８年12月27日庁訓第56号
平成９年６月30日庁訓第31号
平成10年３月25日庁訓第12号
平成10年３月27日庁訓第14号
平成10年４月24日庁訓第33号
平成11年３月30日庁訓第22号
平成12年８月８日庁訓第87号
平成13年１月６日庁訓第２号
平成14年３月18日庁訓第４号
平成16年10月28日庁訓第77号
平成16年12月28日庁訓第83号
平成17年３月30日庁訓第32号
平成17年７月29日庁訓第63号
平成18年３月27日庁訓第12号

平成18年３月31日庁訓第63号
平成18年６月26日庁訓第75号
平成18年７月28日庁訓第83号
平成19年１月５日庁訓第１号
平成19年３月29日省訓第24号
平成19年７月31日省訓第42号
平成19年８月30日庁訓第145号
平成19年12月25日省訓第166号
平成20年３月31日省訓第31号
平成20年９月30日省訓第51号
平成20年９月30日省訓第52号
平成21年３月11日省訓第４号
平成21年７月29日省訓第48号
平成21年10月１日省訓第59号
平成21年12月25日隊訓第33号
平成22年４月１日省訓第15号
平成22年６月21日省訓第24号
平成22年６月30日省訓第26号
平成22年12月22日省訓第44号
平成23年４月１日省訓第16号
平成23年６月17日省訓第24号
平成23年９月29日省訓第36号
平成24年２月17日省訓第４号
平成24年３月29日省訓第12号
平成24年８月３日省訓第29号
平成25年３月７日省訓第８号
平成26年３月31日省訓第23号
平成26年７月24日省訓第40号
平成27年10月１日省訓第39号
平成28年３月31日省訓第35号
平成28年12月28日省訓第72号
平成29年３月31日省訓第23号
平成30年３月29日省訓第23号
平成30年12月26日省訓第46号
平成31年３月29日省訓第15号
令和元年12月25日省訓第31号
令和２年６月19日省訓第35号
令和３年12月24日省訓第57号
令和４年９月１日省訓第66号
令和５年３月31日省訓第24号
令和５年12月28日省訓第120号
令和６年３月29日省訓第49号

（趣旨）

第１条　この訓令は、自衛官、自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第１６条第１項第３号の教育訓練を受けている者を除く。次条第５項において単に「学生」という。）、陸上自衛隊高等工科学校の生徒（同項において単に「生徒」という。）並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く隊員の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第２条　自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号。以下「規則」という。）第４４条第１項の防衛大臣が定める者は、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）とする。

２　規則第４４条第１項ただし書に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）に伴い任用されている同条第２項第２号に規定する隊員の１週間当たりの勤務時間は、３８時間４５分から当該育児短時間勤務をしている隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の１週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。

３　規則第４４条第４項に定める勤務時間の割振りは、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、午後０時から午後１時までは、休憩時間とする。

４　規則第４４条第４項ただし書の防衛大臣の定めるところは、午前８時３０分から午後５時１５分まで（午後０時から午後１時までを除く。）の間で勤務時間を割り振ることとする。

５　前２項の規定にかかわらず、通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在する部局、部隊又は機関に勤務する自衛官以外の隊員（自衛官、自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補並びに非常勤の隊員（定年前再任用短時間勤務隊員等（規則第２３条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）を除く隊員をいう。以下同じ。）の勤務時間の割振りは、交通機関の混雑状況等に応じて、当該部局、部隊又は機関が所在する地域ごとに、人事教育局長が定めることができる。

６　前３項の規定にかかわらず、官房長等又は部隊等（統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに統合幕僚学校をいう。以下同じ。）の長は、次に掲げる場合において、隊務の運営に支障がある場合を除き、人事教育局長の定めるところにより、自衛官以外の隊員に当該隊員による請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせることができる。ただし、規則第４４条第５項又は第６項の規定により勤務時間を割り振られた自衛官以外の隊員については、この限りでない。

⑴　小学校就学の始期に達するまでの子（規則第４４条第６項第１号において子に含まれるものとされる者（第１７項第２号及び第９条第２項第３号を除き、以下同じ。）及び配偶者（規則第４４条第６項第１号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）の子を含む。以下同じ。）のある自衛官以外の隊員が、その子を養育するために請求した場合

⑵　小学校又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１７条第１項に規定する義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（第１８項第１号において「小学校等」という。）に就学している子のある自衛官以外の隊員が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全

育成事業その他の事業であつて子どもの育成を支援するもの（人事教育局長が指定するものに限る。）を行う施設にその子（これらの事業により育成される者に限る。）を出迎え又は見送りに赴くために請求した場合

⑶　規則第４９条第１項第９号の４に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）のある自衛官以外の隊員が当該要介護者を介護するために請求した場合

⑷　隊務に関連性のある夜間大学の課程、セミナー、資格講座等による修学等のために自衛官以外の隊員が請求した場合

⑸　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第３７条第２項に規定する対象障害者である自衛官以外の隊員が請求した場合

７　第３項から第５項までの規定にかかわらず、官房長等又は部隊等の長は、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等の業務に従事する自衛官以外の隊員の超過勤務の縮減等を図るため早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にあつては、人事教育局長の定めるところにより、当該隊員に早出遅出勤務をさせることができる。

８　規則第４４条第５項の防衛大臣の定めによる勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

ア　１日につき２時間（官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、２時間を超え４時間以下の範囲内で当該官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める時間）以上とすること。ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び規則第４９条第１項第１６号に規定する年末年始の特別休暇をいう。以下同じ。）については、７時間４５分（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、当該定年前再任用短時間勤務隊員等の単位期間（規則第４４条第５項に規定する単位期間をいう。イにおいて同じ。）ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第３項の規定による休養日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第１４項において同じ。）とすること。

イ　単位期間をその初日から１週間ごとに区分した各期間（単位期間が１週間である場合にあつては、単位期間。次項第１号イ及び第１４項において「区分期間」という。）ごとにつき１日を限度として官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める日については、アに定める時間未満とすることができること。

⑵　月曜日から金曜日まで（前号イに定めるあらかじめ定める日を除く。）の午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める連続する２時間（官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、２時間を超え４時間以下の範囲内で当該官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める時間）は、当該部局、機関又は部隊等に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る自衛官以外の隊員に共通する勤務時間とすること。

⑶　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後１０時以前に設定すること。

９　自衛官以外の隊員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）別表第７研究職俸給表の適用を受けるもの若しくは試験研究に関する業務の遂行を支援するもの又は同法別表第１０専門スタッフ職俸給表の適用を受けるものであつて人事教育局長の定めるものについては、官房長等が始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが隊務の能率

の向上に資すると認める場合（同表の適用を受けるものにあつては、隊務の能率の向上に特に資すると認める場合）には、前項の規定にかかわらず、次の各号及び前項第３号に定める基準に適合するものとなるように規則第４４条第５項の規定により勤務時間を割り振ることができる。

⑴　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

ア　１日につき２時間以上とすること。ただし、休日等については、７時間４５分とすること。

イ　区分期間ごとにつき１日を限度として官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める日（休日等を除く。）については、２時間未満とすることができること。

⑵　月曜日から金曜日まで（前号イに定めるあらかじめ定める日を除く。）のうち１日以上の日の午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める連続する２時間（官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、２時間を超え４時間以下の範囲内で当該官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める時間）は、当該部局、機関又は部隊等に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る自衛官以外の隊員に共通する勤務時間とすること。

10　定年前再任用短時間勤務隊員等に７時間４５分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る規則第４４条第５項の規定による勤務時間の割振りについては、人事教育局長の定めるところにより、第８項第１号及び第２号又は前項各号（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。

11　自衛官以外の隊員の疲労蓄積の防止等に必要な場合として人事教育局長の定める場合に係る規則第４４条第５項の規定による勤務時間の割振りについては、人事教育局長の定めるところにより、第８項第２号又は第９項第２号に定める基準によらないことができるものとする。

12　第８項又は第９項（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、官房長等及び部隊等の長は、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事教育局長の定めるところにより、勤務時間の割振りの基準について別段の定めをすることができる。

13　規則第４４条第５項の防衛大臣の定める期間は、同項の規定による勤務時間の割振りについては４週間（４週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事教育局長の定める場合にあつては、人事教育局長の定めるところにより、１週間、２週間又は３週間）とし、同条第６項の規定による休養日及び勤務時間の割振りについては１週間、２週間、３週間又は４週間のうち自衛官以外の隊員が選択する期間とする。

14　規則第４４条第６項の規定による休養日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　規則第４４条第３項の規定による休養日に加えて設ける休養日は、区分期間ごとにつき１日を限度とすること。

⑵　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

ア　１日につき２時間（官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、２時間を超え４時間以下の範囲内で当該官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める時間）以上とすること。ただし、休日等については、７時

間４５分とすること。

イ　区分期間（前号の規定による休養日を含む区分期間を除く。）ごとにつき１日を限度として自衛官以外の隊員があらかじめ指定する日（休日等を除く。次号において「特例対象日」という。）については、アに定める時間未満とすることができること。

⑶　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める２時間（官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、２時間を超え４時間以下の範囲内で当該官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める連続する時間）は、当該部局、機関又は部隊等に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る自衛官以外の隊員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した自衛官以外の隊員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

⑷　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後１０時以前に設定すること。

15　第１０項から第１２項までの規定は、前項の規定による休養日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第１０項中「第４４条第５項」とあるのは「第４４条第６項」と、「第８項第１号及び第２号又は前項各号（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」とあるのは「第１４項第２号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第３号」と、第１１項中「第４４条第５項」とあるのは「第４４条第６項」と、「第８項第２号又は第９項第２号」とあるのは「第１４項第３号」と、第１２項中「第８項又は第９項（いずれも」とあるのは「第１４項第２号から第４号まで（」と読み替えるものとする。

16　規則第４４条第６項第１号のその他これらに準ずる者として防衛大臣の定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第１号に規定する養育里親である自衛官以外の隊員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

17　規則第４４条第６項第１号のその他防衛大臣の定める者は、次に掲げる者（第２号に掲げる者にあつては、自衛官以外の隊員と同居しているものに限る。）とする。

⑴　祖父母、孫及び兄弟姉妹

⑵　自衛官以外の隊員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び自衛官以外の隊員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事教育局長の定めるもの

18　規則第４４条第６項第１号の防衛大臣の定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

⑴　小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校等に就学している子を養育する自衛官以外の隊員

⑵　規則第４４条第６項第１号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する自衛官以外の隊員

19　規則第４４条第６項第２号の防衛大臣の定める自衛官以外の隊員は、第６項第５号に規定する自衛官以外の隊員とする。

20　官房長等は、規則第４４条第７項に規定する第１号任期付研究員を勤務時間の割振りを行わないで職務に従事させ、又は勤務時間の割振りを行わないで職務に従事

させることをやめる場合には、人事教育局長の定めるところにより、当該第１号任期付研究員に対し速やかに通知しなければならない。

21　勤務時間を割り振られていない第１号任期付研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務状況について、官房長等が定める期間ごとに報告しなければならない。

22　規則第４４条第８項の防衛大臣の定める時間帯は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（午後０時から午後１時までを除く。）の時間帯（育児短時間勤務隊員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた時間帯（午後０時から午後１時までの時間帯が含まれる場合にあつては、当該時間帯を除く。））とする。

23　規則第４４条第８項の防衛大臣の定める日は、次に掲げる日とする。

⑴　休日

⑵　全日にわたり規則第４６条に定める休暇が承認された日

⑶　前２号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことについて特に承認があつた日

24　規則第４４条第１０項に定める特別の形態によつて勤務する必要のある自衛官以外の隊員は、交替制勤務その他の特別の勤務に従事する自衛官以外の隊員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機関に勤務する自衛官以外の隊員とする。

25　官房長等は、規則第４４条第１１項ただし書の規定により休養日及び勤務時間を割り振る場合には、防衛大臣の承認を得て、休養日が毎４週間につき４日以上となるように、休養日及び勤務時間を割り振らなければならない。

26　第８項から第１２項まで、第１４項から第１９項まで及び前項の規定は、育児短時間勤務隊員には適用しない。

27　官房長等は、規則第４４条第５項又は第６項の規定により勤務時間を割り振る場合には、連続する正規の勤務時間が４時間３０分（隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認める場合には、６時間３０分）を超える前に休憩時間を置かなければならない。

28　第３項及び第４項の規定にかかわらず、官房長等及び部隊等の長は、人事教育局長の定めるところにより、休憩時間について別段の定めをすることができる。

（休養日の振替え及び４時間の勤務時間の割振り等の変更）

第２条の２　規則第４４条第１２項に規定する所属長（以下単に「所属長」という。）は、次の表の左欄に掲げる者についてそれぞれ右欄に定める者とする。

事務次官、防衛審議官、大臣官房長、局長、防衛省本省の施設等機関の長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官	防衛大臣
その他の自衛官以外の隊員	職務の級８級（行政職俸給表(一)職務の級８級及びこれに対応する別表第１の職務の級をいう。）又は１佐以上の直属の上司で最も近いもの。ただし、これによることが適当でないと認められる場合にあつては、官房長等が別に定めることができる。

２　規則第４４条第１２項の防衛大臣の定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする８週間後の日までの期間とする。

３　所属長は、休養日の振替え（規則第４４条第１２項の規定に基づき、勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）又は４時間の勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、勤務日（４時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち４時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、休養日の振替え又は４時間の勤務時間の割振り変更を行つた後において休養日が毎４週間につき４日以上となるようにしなければならない。

４　所属長は、４時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第２項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

５　所属長は、規則第４４条第５項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第６項の規定により休養日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は同条第１２項の規定により休養日の振替え、若しくは４時間の勤務時間の割振り変更を行つた場合には、自衛官以外の隊員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（通常の勤務場所を離れて勤務する自衛官以外の隊員の勤務時間）

第２条の３　規則第４４条第１４項の防衛大臣の定める勤務は、自衛官以外の隊員が１日の執務の全部を離れて受ける研修のうち防衛大臣が別に定めるものとする。

（休息時間）

第３条　交替制勤務その他の特別の勤務に従事する自衛官以外の隊員の勤務する部局、部隊又は機関の長は、所定の勤務時間の中でおおむね４時間につき１５分の休息時間を、その勤務する箇所に応じ、それぞれその定める時間に与えるものとする。ただし、業務に支障がある場合においては、この限りではない。

（宿日直勤務等）

第３条の２　所属長は、勤務の必要に応じ、自衛官以外の隊員に、宿日直勤務及び超過勤務（規則第４４条の規定による勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。）を命ずることができる。

２　所属長は、自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

⑴　次号及び次項各号に掲げる部署以外の部署に勤務する自衛官以外の隊員　次に掲げる自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（ア、ウ及びエにあつては、時間）

ア　イからエまでに掲げる自衛官以外の隊員以外の自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

㈠　１箇月において超過勤務を命ずる時間　４５時間

㈡　１年において超過勤務を命ずる時間　３６０時間

イ　１年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

㈠　１年において超過勤務を命ずる時間　７２０時間

(ｲ)　ア及び次号（ア（イ）を除く。）に規定する時間及び月数並びに自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間及び月数

ウ　１年において勤務する部署が次項第１号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１年において超過勤務を命ずる時間　９６０時間

(ｲ)　ア及び次項第１号ア（ア）に規定する時間並びに自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

エ　１年において勤務する部署が次項第２号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１年において超過勤務を命ずる時間　１，８６０時間

(ｲ)　ア及び次項第２号アに規定する時間並びに自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

(2)　他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。次項において同じ。）の比重が高い部署として所属長が指定するものに勤務する自衛官以外の隊員　次に掲げる自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イ及びウにあつては、時間）

ア　イ及びウに掲げる自衛官以外の隊員以外の自衛官以外の隊員　次の（ア）から（エ）までに定める時間

(ｱ)　１箇月において超過勤務を命ずる時間　１００時間未満

(ｲ)　１年において超過勤務を命ずる時間　７２０時間

(ｳ)　１箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１箇月、２箇月、３箇月、４箇月及び５箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の１箇月当たりの平均時間　８０時間

(ｴ)　１年のうち１箇月において４５時間を超えて超過勤務を命ずる月数　６箇月

イ　１年において勤務する部署が次項第１号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１年において超過勤務を命ずる時間　９６０時間

(ｲ)　ア及び次項第１号ア（ア）に規定する時間並びに自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

ウ　１年において勤務する部署が次項第２号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１年において超過勤務を命ずる時間　１，８６０時間

(ｲ)　ア及び次項第２号アに規定する時間並びに自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

３　所属長は、前項に定めるもののほか、防衛医科大学校病院、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院において医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1)　他律的業務の比重が高い部署として所属長が指定するものに勤務する医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員　次に掲げる医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア　イに掲げる医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員以外の医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１箇月において超過勤務を命ずる時間　原則として１００時間未満

(ｲ)　１年において超過勤務を命ずる時間　９６０時間

イ　１年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員　次の（ア）及び（イ）に定める時間

(ｱ)　１年において超過勤務を命ずる時間　１，８６０時間

(ｲ)　ア及び次号アに規定する時間並びに医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

(2)　他律的業務の比重が高い部署として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において救急医療の提供又は臨床研修に係る業務等に従事するために前号の時間を超える必要があると認められる場合に、所属長が指定するものに勤務する医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員　次のア及びイに定める時間

ア　１箇月において超過勤務を命ずる時間　原則として１００時間未満

イ　１年において超過勤務を命ずる時間　１，８６０時間

4　所属長が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと所属長が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する自衛官以外の隊員に対し、前２項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、これらの項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。防衛大臣が定める期間において特例業務に従事していた自衛官以外の隊員に対し、前２項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として防衛大臣が定める場合も、同様とする。

5　所属長は、前項の規定により、第２項各号及び第３項各号に掲げる時間又は月数を超えて自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該自衛官以外の隊員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日の属する当該時間又は月数の算定に係る１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

6　前４項に定めるもののほか、自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

7　所属長は、次に掲げる場合において、隊務の運営に支障のある場合を除き、人事教育局長の定めるところにより、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

(1)　３歳に満たない子のある自衛官以外の隊員が当該子を養育するために請求した場合

(2)　妊娠中又は産後１年を経過しない女子である自衛官以外の隊員が請求した場合

(3)　要介護者のある自衛官以外の隊員が当該要介護者を介護するために請求した場合

8　所属長は、第２条第６項第１号及び第３号に掲げる場合において、隊務の運営に支障のある場合を除き、人事教育局長の定めるところにより、１箇月について２４時間、１年について１５０時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。

（超勤代休時間の指定）

第３条の３　規則第４４条の２第１項の防衛大臣の定める期間は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）第１４条第２項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（次項において「準用一般職給与法」という。）第１６条第３項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「６０時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする２月後の日までの期間とする。

２　所属長は、規則第４４条の２第１項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（規則第４５条の３第１項の規定に基づき代休日として指定された日をいう。以下同じ。）を除く。第４項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る６０時間超過月における準用一般職給与法第１６条第３項の規定の適用を受ける時間（以下この項において「６０時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

⑴　準用一般職給与法第１６条第１項第１号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の２５を乗じて得た時間数

⑵　次のア又はイに掲げる７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の５０を乗じて得た時間数

ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる隊員に係る国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）第２７条において読み替えて準用する同法第１６条（同法第２２条において準用する場合を含む。）又は第２４条により読み替えられた準用一般職給与法第１６条第１項ただし書に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間

（ア）育児短時間勤務隊員（国家公務員の育児休業等に関する法律第２７条第１項において準用する同法第２２条の規定による短時間勤務をする隊員を含む。）

（イ）育児短時間勤務に伴い任用されている規則第４４条第２項第２号に規定する隊員

イ　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第４１条の２第２項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員に係る準用一般職給与法第１６条第２項に規定する７時間４５分に達するまでの間

⑶　準用一般職給与法第１６条第１項第２号に掲げる勤務に係る時間　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の１５を乗じて得た時間数

３　前項の指定は、４時間又は７時間４５分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が４時間又は７時間４５分となる時間）を単位として行うものとする。

４　所属長は、規則第４４条の２第１項の規定に基づき１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第１項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行われなければならない。ただし、所属長が業務の運営を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

５　所属長は、自衛官以外の隊員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申

し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。
６　所属長は、前項に規定する場合を除き、６０時間超過時間の勤務をした自衛官以外の隊員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
（休日の代休日）
第３条の４　規則第４５条の３第１項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする８週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた規則第４４条第１３項に規定する勤務日等（規則第４４条の２第１項の規定により超勤代休時間が指定された規則第４４条第１３項に規定する勤務日等及び休日を除く。附則第３項において同じ。）について行わなければならない。
１　所属長は、自衛官以外の隊員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
（健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保）
第３条の５　官房長等は、自衛官以外の隊員の適正な勤務条件の確保を図るため、自衛官以外の隊員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。
（年次休暇）
第４条　規則第４７条第３項第１号の防衛大臣の定める日数は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。
⑴　斉一型短時間勤務隊員（定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　２０日に斉一型短時間勤務隊員の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数
⑵　不斉一型短時間勤務隊員（定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員のうち、斉一型短時間勤務隊員以外のものをいう。以下同じ。）　１５５時間に規則第４４条第１項ただし書又は第２項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務隊員の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間４５分を１日として日に換算して得た日数
２　規則第４７条第３項第２号の防衛大臣が定める日数は、次の各号に掲げる事務官等（規則第４７条第３項に規定する事務官等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
⑴　当該年の中途において、新たに事務官等となり、又は任期が満了することにより退職することとなる事務官等（次号に掲げる事務官等を除く。）　その者の当該年における在職期間に応じ、別表第２の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事教育局長が定める日数）（以下「基本日数」という。）
⑵　当該年において、規則第４７条第３項第３号に規定する国家公務員等（以下「国家公務員等」という。）となつた者で、引き続き新たに事務官等となつたもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成１１年法律第２２４号。以下「官民人事交流法」という。）第２条第２項に規定する民間企業に雇用された者であつて引き続き官民人事交流法第２４条第１項において準用する官民人事交流法（以下「準用官民人事交流法」という。）第２０条に規定する交流採用職員となつたもの　国家公務員等となつた日又は準用官民人事交流法第２０条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに事務官等となつたものとみ

なした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第２の日数欄に掲げる日数から、新たに事務官等となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる自衛官以外の隊員が定年前再任用短時間勤務隊員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事教育局長が定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

３　規則第４７条第３項第３号の防衛大臣が定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

⑴　国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２各号に掲げる法人

⑵　国家公務員退職手当法施行令第９条の４各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

⑶　前２号に掲げる法人のほか、防衛大臣がこれらに準ずる法人であると認めるもの

４　規則第４７条第３項第３号の防衛大臣が定める事務官等は、次に掲げる事務官等とする。

⑴　当該年の前年において準用官民人事交流法第８条第２項に規定する交流派遣職員であつた者であつて引き続き当該年に職務に復帰したもの

⑵　当該年の前年において官民人事交流法第２条第２項に規定する民間企業に雇用されていた者であつて引き続き当該年に準用官民人事交流法第２０条に規定する交流採用職員となつたもの

⑶　当該年の前年において事務官等であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び事務官等となつたもの

⑷　当該年の前年において事務官等であつた者であつて引き続き当該年に準用官民人事交流法第８条第２項に規定する交流派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

５　規則第４７条第３項第３号の防衛大臣が定める日数は、次の各号に掲げる事務官等の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

⑴　次号に掲げる事務官等以外の事務官等　次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める日数

ア　当該年の初日に事務官等となつた場合　２０日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあつては、当該年における在職期間に応じ、別表第２の日数欄に掲げる日数）に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が２０日を超える場合にあつては、２０日）を加えて得た日数

イ　当該年の初日後に事務官等となつた場合　この号アの日数から事務官等となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

⑵　定年前再任用短時間勤務隊員等　その者の勤務時間等を考慮し、防衛大臣が別に定める日数

６　第２項第２号に掲げる事務官等及び前項の規定の適用を受ける事務官等のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、防衛大臣が別に定める日数とする。

７　規則第４７条第５項に規定する防衛大臣の定める日数は、１の年における年次休

暇の残日数が２０日（第１項各号に掲げる事務官等にあつては、同項の規定による日数。以下この項において同じ。）を超えない事務官等にあつては当該残日数（１日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）、２０日を超える事務官等にあつては２０日とする。

（病気休暇）

第５条　規則第４８条第２項の防衛大臣が定める日は、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休養日等（規則第４８条第３項に規定する休養日等をいう。次項において同じ。）その他の病気休暇の日以外の勤務しない日とし、規則第４８条第２項第３号の防衛大臣が定めるものは、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第３１号。以下「健康管理訓令」という。）第１５条の規定により健康管理訓令別表第２に規定する生活規正の面要軽業の指示を受けて採られる健康管理訓令第１６条の規定による事後措置とする。

２　規則第４８条第３項の防衛大臣が定める場合は、連続する８日以上の期間における休養日等以外の日の日数が３日以下である場合とし、同項の防衛大臣が定める期間は、当該期間における休養日等以外の日の日数が４日以上である期間とし、同項の防衛大臣が定める時間は、次に掲げる時間とする。

⑴　国家公務員の育児休業等に関する法律第２７条第１項において準用する同法第２６条第１項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間

⑵　生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間

⑶　規則第４９条第１項第４号から第５号まで及び第８号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間

⑷　介護休暇により勤務しない時間

⑸　介護時間により勤務しない時間

（特別休暇）

第６条　規則第４９条第１項第２号の３ロの防衛大臣が定めるものは、次に掲げる施設とする。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第１項に規定する障害福祉サービスを行う施設（第４号及び第８号に掲げる施設を除く。）、同条第２７項に規定する地域活動支援センター並びに同条第２８項に規定する福祉ホーム

⑵　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第５条第１項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

⑶　児童福祉法第６条の２第２項に規定する児童発達支援を行う施設、同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第７条第１項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設

⑷　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

⑸　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条第１項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

⑹　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に規定する介護老人保健施設及び同条第２９項に規定する介護医療院

⑺　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院

⑻　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する特別支援学校
⑼　前各号に掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であつて人事教育局長が定めるもの
２　規則第４９条第１項第３号の防衛大臣が定める期間は、結婚の日の５日前の日から当該結婚の日後１月を経過する日までとする。
３　規則第４９条第１項第３号の２の防衛大臣が定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。
４　規則第４９条第１項第４号の防衛大臣の定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
⑴　妊娠満２３週まで　４週間につき１回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数とする。次号から第４号までにおいて同じ。）必要と認められる時間
⑵　妊娠満２４週から満３５週まで　２週間につき１回必要と認められる時間
⑶　妊娠満３６週から出産まで　１週間につき１回必要と認められる時間
⑷　出産後１年以内　当該期間内に１回必要と認められる時間
５　規則第４９条第１項第４号の２の防衛大臣の定める期間は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同号の特別休暇を請求した隊員について他の規定により特別休暇を承認している時間に連続する時間以外の時間で、適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。
６　規則第４９条第１項第５号の防衛大臣の定める期間は、勤務時間の始め又は終わりにつき、１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
７　規則第４９条第１項第９号の防衛大臣が定める期間は、自衛官以外の隊員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までとする。
８　規則第４９条第１項第９号の４の防衛大臣の定める期間は、２週間以上の期間とする。
９　規則第４９条第１項第１０号の防衛大臣が定める親族は、別表第３の親族の欄に掲げる親族とし、同号の防衛大臣が定める範囲内の期間は、同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間とする。
10　規則第４９条第１項第１１号の防衛大臣の定める年数は、１５年とする。
11　規則第４９条第１項第１２号の２の防衛大臣の定めるものは、健康管理訓令別表第１に掲げる検診の項目をおおむね含み、かつ、官房長等又は防衛省共済組合が計画し、実施するものとする。
12　規則第４９条第１項第１２号の２の防衛大臣が認めるときは、次に掲げる場とし、防衛大臣が定める期間は、２日の範囲内の時間とする。
⑴　自衛官以外の隊員が、午後に始まり、翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合
⑵　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）に基づく離島振興対策実施地域又は山村振興法（昭和４０年法律第６４号）に基づく振興山村に勤務している自衛官以外の隊員が１泊２日の総合的な健康診査を選択する場合
⑶　自衛官以外の隊員の健康管理上健康管理者（健康管理訓令第２条の規定による健康管理を行う者をいう。）が特に必要と認める検診項目を含む１日以内の総合的な健康診査が存在しないため、自衛官以外の隊員が当該検診項目を含む１泊２日の総合的な健康診査を選択する場合
⑷　官房長等又は防衛省共済組合と総合的な健康診査を実施する病院等との契約

上、１日以内の総合的な健康診査だけでは希望する自衛官以外の隊員全員が受診できない状況にある場合において、自衛官以外の隊員がやむを得ず１泊２日の総合的な健康診査を選択する場合

13　規則第４９条第１項第１７号の規定による防衛大臣が定める場合及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５４条又は第８４条の規定による通信教育を受講する者が、所定の面接授業を受講しようとする場合　６０日を超えない範囲内で必要と認められる日

⑵　その他防衛大臣が必要と認める場合　防衛大臣が定める期間

14　規則第４９条第１項第３号の２及び第９号から第９号の４までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（介護休暇）

第６条の２　規則第４９条の２第１項に規定する隊員の申出は、同項に規定する指定期間（以下この条及び第１１条第５項において単に「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、所属長に対し行わなければならない。

２　所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第５項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

３　自衛官以外の隊員は、第１項の申出に基づき前項若しくは第５項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第５項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、所属長に対し申し出なければならない。

４　所属長は、自衛官以外の隊員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第２項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

５　第２項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第１項の申出に基づき第２項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第３項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第１０条の２第１項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

６　指定期間の通算は、暦に従つて計算し、１月に満たない期間は、３０日をもつて１月とする。

７　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。

８　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該４時間から当該介護時間の承認を

受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第６条の３　介護時間の単位は、３０分とする。

２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（国家公務員の育児休業等に関する法律第２７条第１項において準用する同法第２６条第１項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（非常勤の隊員の勤務時間）

第７条　非常勤の隊員の勤務時間は、期間業務隊員（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６６号）第１２条の２第２項に規定する期間業務隊員をいう。）については１日につき７時間45分を超えず、かつ、１週間につき自衛官以外の隊員の１週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、その他の非常勤の隊員については１週間につき当該勤務時間の４分の３を超えない範囲内において任命権者が定めるものとする。

（非常勤の隊員の年次休暇）

第８条　官房長等が第２条の２第１項の規定に準じて非常勤の隊員について定める者（以下「指定部課長」という。）は、防衛大臣が別に定める要件を満たす非常勤の隊員に対して防衛大臣が別に定める日数の年次休暇を与えなければならない。

２　前項の年次休暇については、その時期につき、指定部課長の承認を受けなければならない。この場合において、指定部課長は、隊務の運営（防衛省設置法第１６条第１項第３号の教育訓練を受けている者にあつては教育訓練）に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

（非常勤の隊員の年次休暇以外の休暇）

第９条　指定部課長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤の隊員（第７号、第１０号及び第１６号から第１８号までに掲げる場合にあつては、防衛大臣が定める非常勤の隊員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

⑴　非常勤の隊員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑵　非常勤の隊員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑶　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤の隊員が勤務しないことが相当であると認められるとき　７日の範囲内の期間

ア　非常勤の隊員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤の隊員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ　非常勤の隊員及び当該非常勤の隊員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤の隊員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

⑷　非常勤の隊員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

⑸　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤の隊員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと

認められる場合　必要と認められる期間

⑹　非常勤の隊員の親族（防衛大臣が定める親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤の隊員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　防衛大臣が定める期間

⑺　非常勤の隊員が総合的な健康診査で防衛大臣の定めるものを受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　１日の範囲内の期間（特別の事情があると防衛大臣が認めるときは、１日を超え防衛大臣が定める期間）

⑻　妊娠中の女子である非常勤の隊員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合　防衛大臣の定める期間

⑼　非常勤の隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　防衛大臣が定める期間内における連続する５日の範囲内の期間

⑽　非常勤の隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　７月１日から９月３０日までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる非常勤の隊員にあつては、６月１日から１０月３１日までの期間）内における、原則として防衛大臣の定める日を除いて連続する３日の範囲内の期間

⑾　妊娠中又は出産後１年以内の女子である非常勤の隊員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合　防衛大臣の定める期間

⑿　妊娠中の女子である非常勤の隊員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合　防衛大臣の定める期間

⒀　非常勤の隊員が健康管理訓令第１７条第１項第１号の規定により医師の診断に基づき就業を禁止された場合　必要と認められる期間

⒁　６週間（多胎妊娠の場合にあつては、１４週間）以内に出産する予定の女子である非常勤の隊員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

⒂　女子である非常勤の隊員が出産した場合　出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間

⒃　非常勤の隊員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。次項第２号、第３号及び第９号において同じ。）において５日（当該通院等が体外受精その他の防衛大臣が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、１０日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣の定める時間）の範囲内の期間

⒄　非常勤の隊員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　防衛大臣が定める期間内における２日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣の定める時間）の範囲内の期間

⒅　非常勤の隊員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあつては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤の隊員が、これらの子の養育のため勤務しないことが

相当であると認められるとき　当該期間内における５日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣の定める時間）の範囲内の期間

２　指定部課長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤の隊員（第２号から第５号まで及び第９号に掲げる場合にあつては、防衛大臣が定める非常勤の隊員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

⑴　生後１年に達しない子を育てる非常勤の隊員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ３０分以内の期間（男子である非常勤の隊員にあつては、その子の当該非常勤の隊員以外の親（規則第４９条第１項第８号に規定する親をいう。）が当該非常勤の隊員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

⑵　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤の隊員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして防衛大臣の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年度において５日（その養育する小学校就学の始期の達するまでの子が２人以上の場合にあつては、１０日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣の定める時間）の範囲内の期間

⑶　次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、非常勤の隊員と同居しているものに限る。）で要介護者の介護その他の防衛大臣の定める世話を行う非常勤の隊員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあつては１０日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつてはその者の勤務時間を考慮し、防衛大臣の定める時間）の範囲内の期間

ア　配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ　祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ　非常勤の隊員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤の隊員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で防衛大臣の定めるもの

⑷　前号に規定する要介護者の介護をする非常勤の隊員が、当該介護をするため、所属長が、人事教育局長の定めるところにより、非常勤の隊員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、３回を超えず、かつ、通算して９３日を超えない範囲内で指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合　指定期間内において必要と認められる期間

⑸　要介護者の介護をする非常勤の隊員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合　当該連続する３年の期間内において１日につき２時間（当該非常勤の隊員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

⑹　女子である非常勤の隊員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間
⑺　妊娠中の女子である非常勤の隊員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間
⑻　非常勤の隊員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間
⑼　非常勤の隊員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前２号に掲げる場合を除く。）　１の年度において防衛大臣が定める期間
⑽　非常勤の隊員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第１０条　規則第４９条第４項の防衛大臣が定める特別休暇は、同条第１項第６号及び第７号の休暇とする。

２　所属長は、自衛官以外の隊員の病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。）の請求について、規則第４８条第１項に定める場合又は第４９条第１項各号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、隊務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

３　第９条の休暇（同条第１項第１４号及び第１５号の休暇を除く。次項において同じ。）については、指定部課長の承認を受けなければならない。

４　指定部課長は、第９条の休暇の承認については、自衛官以外の隊員の例に準じて取り扱うものとする。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第１０条の２　所属長は、介護休暇又は介護時間の請求について、規則第４９条の２第１項又は第４９条の２の２第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち隊務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

２　所属長は、介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して１週間を経過する日（以下この項において「１週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、１週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

（休暇の手続）

第１１条　年次休暇、病気休暇又は特別休暇（第１０条第１項に規定する特別休暇を除く。）の承認を受けようとする自衛官以外の隊員は、休暇を記録する書類（次条に規定する休暇を記録する書類をいう。以下第３項及び第５項において同じ。）にあらかじめ記入して所属長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　前項の請求があつた場合においては、所属長は速やかに承認するかどうかを決定

し、当該自衛官以外の隊員に対して当該決定を通知するものとする。
３　規則第４９条第１項第６号の申出は、休暇を記録する書類にあらかじめ記入することにより所属長に対して行わなければならない。
４　規則第４９条第１項第７号に掲げる場合に該当することとなつた女子である自衛官以外の隊員は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。
５　介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする自衛官以外の隊員は、あらかじめ休暇を記録する書類に記入して所属長に請求しなければならない。この場合において、１回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、２週間以上の期間（当該指定期間が２週間未満である場合その他の人事教育局長が定める場合には、人事教育局長が定める期間）について一括して請求しなければならない。
６　所属長は、規則第４９条第１項第２号の３の休暇を承認するに当たつては、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする書類の提出を求めるものとする。
７　所属長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
８　非常勤の隊員の休暇の手続については、自衛官以外の隊員の例に準じて取り扱うものとする。
（休暇を記録する書類）
第１２条　所属長及び指定部課長は、休暇を記録する書類を備え、休暇の種類、休暇期間、休暇日数、年次休暇の残日数等を明らかにしておかなければならない。
（委任規定）
第１３条　この訓令の実施について必要な事項は、官房長等が定める。

附　則
１　この訓令は、昭和37年８月10日から施行する。
２　当分の間、東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に対処するため、自衛官以外の隊員に対し休養日に特に勤務をすることを命ずる必要があり、かつ、規則第４４条第１１項の規定により当該隊員の勤務時間の割振りを行う場合における同項に規定する防衛大臣の定める期間は、第２条の２第２項の規定にかかわらず、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする５２週間後の日までの期間とすることができる。
３　当分の間、東日本大震災に対処するため、規則第４５条の３第１項の規定に基づき自衛官以外の隊員に対し休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命ずる必要があり、かつ、代休日として当該休日後の勤務日等を指定する場合にあつては、第３条の４第１項の規定にかかわらず、勤務することを命じた休日を起算日とする５２週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行うことができる。
附　則（昭和37年11月１日庁訓第73号）（抄）
１　この訓令は、昭和37年11月１日から施行する。
附　則（昭和40年２月26日庁訓第９号）（抄）
この訓令は、昭和40年２月26日から施行し、昭和39年９月１日から適用する。

附　則（昭和43年12月20日庁訓第47号）
この訓令は、昭和44年１月１日から施行する。
附　則（昭和45年５月29日庁訓第21号）
この訓令は、昭和45年６月１日から施行する。
附　則（昭和48年６月29日庁訓第31号）
この訓令は、昭和48年６月29日から施行する。
附　則（昭和56年３月26日庁訓第11号）
この訓令は、昭和56年３月29日から施行する。
附　則（昭和56年12月25日庁訓第47号）
この訓令は、昭和57年１月１日から施行する。
附　則（昭和58年３月29日庁訓第７号）
この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。
附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）
１　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。
附　則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）
１　この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第２条の規定並びに第３条、第５条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年１月１日から施行する。
附　則（昭和61年１月30日庁訓第１号）
１　この訓令は、昭和61年１月31日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第２条第13号、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第４条及び第８条第１項並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第13条の規定は、昭和61年１月１日から適用する。
２　この訓令の施行日前において、改正前の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の規定に基づき、同日以降に与えられるものとされた休暇に係る手続は、改正後のこれらの訓令の規定に基づいてしたものとみなす。
附　則（昭和61年３月18日庁訓第６号）
１　この訓令は、昭和61年３月18日から施行する。ただし、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第２項第４号の改正規定は、同年４月１日から施行する。
２　産後６週間を経過した日がこの訓令の施行前であった女子である非常勤の隊員については、この訓令による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第２項第２号の規定は、適用しない。
附　則（昭和63年３月31日庁訓第７号）
この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則（昭和63年12月28日庁訓第42号）
１　この訓令は、昭和64年１月１日から施行する。
２　昭和64年12月30日までの間に行う特別昇給に関するこの訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第14号）第４条第３号の規定の適用については、同号中「休養日」とあるのは、「休養日、自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和63年総理府令第59号）による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）附則第６項から第９項までの規定により指定された休養時間」とする。

附　則（平成３年３月２日庁訓第２号）
この訓令は、平成３年３月２日から施行する。
附　則（平成４年４月21日庁訓第42号）
この訓令は、平成４年５月１日から施行する。
附　則（平成５年３月２日庁訓第２号）
この訓令は、平成５年３月２日から施行する。
附　則（平成５年４月１日庁訓第30号）（抄）
１　この訓令は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成５年４月30日庁訓第40号）
この訓令は、平成５年４月30日から施行する。
附　則（平成６年８月25日庁訓第43号）（抄）
（施行期日）
１　この訓令は、平成６年９月１日から施行する。
附　則（平成６年12月16日庁訓第60号）
この訓令は、平成６年12月16日から施行する。ただし、第４条第４項の改正規定は、平成７年１月１日から施行する。
附　則（平成８年３月29日庁訓第20号）
この訓令は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成８年12月27日庁訓第56号）
この訓令は、平成９年１月１日から施行する。
附　則（平成９年６月30日庁訓第31号）
この訓令は、平成９年７月１日から施行する。
附　則（平成10年３月25日庁訓第12号）（抄）
１　この訓令は、平成10年３月26日から施行する。
附　則（平成10年３月27日庁訓第14号）
この訓令は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（平成10年４月24日庁訓第33号）
この訓令は、平成10年４月24日から施行する。
附　則（平成11年３月30日庁訓第22号）
この訓令は、平成11年４月１日から施行する。
附　則（平成12年８月８日庁訓第87号）
この訓令は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）
１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。
附　則（平成13年３月30日庁訓第60号）
この訓令は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成14年３月18日庁訓第４号）
この訓令は、平成14年３月27日から施行する。
附　則（平成16年10月28日庁訓第77号）
この訓令は、平成16年10月28日から施行する。
附　則（平成16年12月28日庁訓第83号）
１　この訓令は、平成17年１月１日から施行する。
２　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第106号）附則第２項の「長官が定める日又は時間」は、同令による改正前の自衛隊法施行規則第49条第１項第９号の休暇を使用した１暦日につき１日（再任用短時間勤務隊員にあ

っては、８時間）とする。

附　則（平成17年３月30日庁訓第32号）

１　この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

２　陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び統合幕僚会議に勤務する自衛官以外の隊員に対しては、当分の間、改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第２条第５項の規定は適用しない。

附　則（平成17年７月29日庁訓第63号）（抄）

１　この訓令は、平成17年７月29日から施行する。

附　則（平成18年３月27日庁訓第12号）（抄）

１　この訓令は、平成18年３月27日から施行する。

附　則（平成18年３月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年６月26日庁訓第75号）

１　この訓令は、平成18年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　第１条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第２条第２項又は第３項の規定の適用については、この訓令の施行の際、現に自衛官以外の隊員が次の各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該隊員の事情を考慮して必要があると認められる間、なお従前の例による。

（１）　小学校就学の始期に達するまでの子のある自衛官以外の隊員（当該自衛官以外の隊員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができる者として人事教育局長の定める者に該当する場合における当該自衛官以外の隊員を除く。）がその子を養育する必要があること。

（２）　小学校に就学している子のある自衛官以外の隊員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えに赴く必要があること。

（３）　要介護者のある自衛官以外の隊員であつて、当該要介護者を介護する必要があること。

３　第２条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第５条第１項の規定の適用については、この訓令の施行の際、現に自衛官が次の各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該自衛官の事情を考慮して必要があると認められる間、なお従前の例による。

（１）　小学校就学の始期に達するまでの子のある自衛官（当該自衛官の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができる者として人事教育局長の定める者に該当する場合における当該自衛官を除く。）がその子を養育する必要があること。

（２）　小学校に就学している子のある自衛官が、児童福祉法第６条の２第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えに赴く必要があること。

（３）　要介護者のある自衛官であって、当該要介護者を介護する必要があること。

附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）（抄）

１　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成19年１月５日庁訓第１号）

この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年３月29日省訓第24号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第１条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第６条第１項第１号及び第２条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第１４条第１項第１号中「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム並びに同法附則第４１条第１項、第４８条及び第５８条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第４１条第１項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第４８条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第５８条第１項に規定する知的障害者援護施設」とする。

附　則（平成19年７月31日省訓第42号）

この訓令は、平成１９年８月１日から施行する。

附　則（平成19年８月30日庁訓第145号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成19年12月25日省訓第166号）

この訓令は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成20年３月31日省訓第31号）

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日省訓第51号）

この訓令は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日省訓第52号）

この訓令は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成21年３月11日省訓第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に第５条の規定による改正前の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令（以下「平成１８年改正訓令」という。）附則第３項の規定の適用を受けている隊員の第２条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第２条第３項又は第４項の規定の適用については、この訓令の施行の際現に当該隊員が第５条の規定による改正後の平成１８年改正訓令附則第２項各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該隊員の事情を考慮して必要があると認められる間、当該規定中「午後５時１５分」とあるのは「午後４時４５分」と、「午後０時から午後１時まで」とあるのは「午後０時１５分から午後０時４５分まで」と読み替えて適用するものとする。

３　この訓令の施行の際現に第５条の規定による改正前の平成１８年改正訓令附則第４項の規定の適用を受けている自衛官の第３条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第５条第１項の規定の適用については、この訓令の施行の際現に当該自衛官が第５条の規定による改正後の平成１８年改正訓令附則第３項各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該自衛官の事情を考慮して必要があると認められる間、当該規定中「１２時」とあるのは、「１２時１５

分」と、「１３時」とあるのは「１２時４５分」と、「１７時１５分」とあるのは「１６時４５分」と読み替えて適用するものとする。

附　則（平成21年７月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成21年10月１日省訓第59号）

この訓令は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成21年12月25日隊訓第33号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日省訓第15号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成22年６月21日省訓第24号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年６月３０日から施行する。ただし、次項及び第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務の開始の日とする第１条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下「新事務官等訓令」という。）第２条第６項第１号の規定による請求又は新事務官等訓令第３条の２第２項若しくは第３項の規定による請求を行おうとする自衛官以外の隊員は、施行日前においても、人事教育局長の定めるところにより、同号又は同条第２項若しくは第３項の請求を行うことができる。

３　施行日前に使用された第１条の規定による改正前の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第２項第４号の休暇については、新事務官等訓令第９条第２項第４号の休暇として使用されたものとみなす。

附　則（平成22年６月30日省訓第26号）（抄）

１　この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成22年12月22日省訓第44号）（抄）

１　この訓令は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成23年６月17日省訓第24号）

この訓令は、平成２３年６月１７日から施行する。

附　則（平成23年９月29日省訓第36号）

この訓令は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成24年２月17日省訓第４号）

この訓令は、平成２４年２月１７日から施行する。

附　則（平成24年３月29日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２４年４月１日（附則第３項及び第４項において「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成24年８月３日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２４年８月３日から施行する。

附　則（平成25年３月７日省訓第８号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に、「同条第２６項」を「同条第２５項」に、「同条第２７項」を「同条第２６項」に改める部分は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成28年12月28日省訓第72号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成30年12月26日省訓第46号）

この訓令は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日省訓第15号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日から平成３１年８月３１日までの間におけるこの訓令による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第３条の２第２項第２号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「５箇月の期間」とあるのは、「５箇月の期間（平成３１年４月以後の期間に限る。）」とする。

附　則（令和元年12月25日省訓第31号）

この訓令は、令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１9日省訓第35号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和２年６月１９日から施行する。

附　則（令和３年12月24日省訓第57号）

この訓令は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年９月１日省訓第６６号）

この訓令は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日省訓第２４号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年12月28日省訓第120号）

この訓令は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日省訓第49号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条の２関係）

教育職俸給表(一)	研究職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)
４級	５級	３級	７級

別表第２（第４条関係）

在　職　期　間	日　数
１月に達するまでの期間	２　日
１月を超え２月に達するまでの期間	３　日
２月を超え３月に達するまでの期間	５　日
３月を超え４月に達するまでの期間	７　日
４月を超え５月に達するまでの期間	８　日
５月を超え６月に達するまでの期間	10　日
６月を超え７月に達するまでの期間	12　日
７月を超え８月に達するまでの期間	13　日
８月を超え９月に達するまでの期間	15　日
９月を超え10月に達するまでの期間	17　日
10月を超え11月に達するまでの期間	18　日
11月を超え１年未満の期間	20　日

別表第３（第６条関係）

親　　族	日　　数
配偶者 父母	７日
子	５日
祖父母	３日（自衛官以外の隊員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、７日）
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日（自衛官以外の隊員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、７日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日（自衛官以外の隊員と生計を一にしていた場合にあつては、７日）
子の配偶者又は配偶者の子	１日（自衛官以外の隊員と生計を一にしていた場合にあつては、５日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	１日（自衛官以外の隊員と生計を一にしていた場合にあつては、３日）
おじ又はおばの配偶者	１日